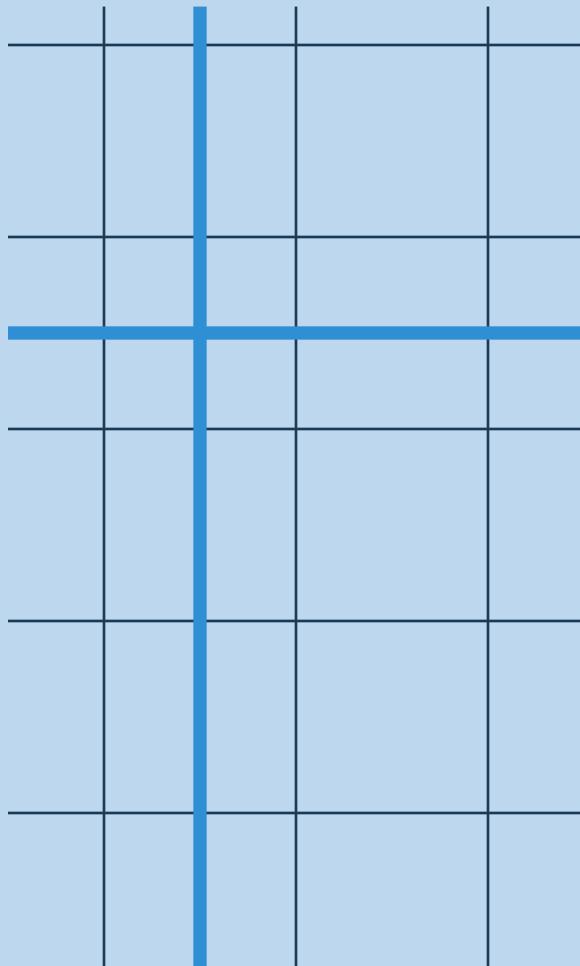


都市計画審議会 提出資料

社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりへ

長期未着手 都市計画道路の 見直し方針（案）

令和8年2月26日 美幌町 建設部建設課都市整備グループ



本日の審議ポイント

結論を先に：本日は「考え方」「具体的な方針」「今後の進め方」の3点についてご審議・ご承認をお願いします

01 考え方の妥当性

- なぜ今、見直しが必要なのか（背景）
- どのような基準で判断したのか（評価フロー）

02 区間別方針の妥当性

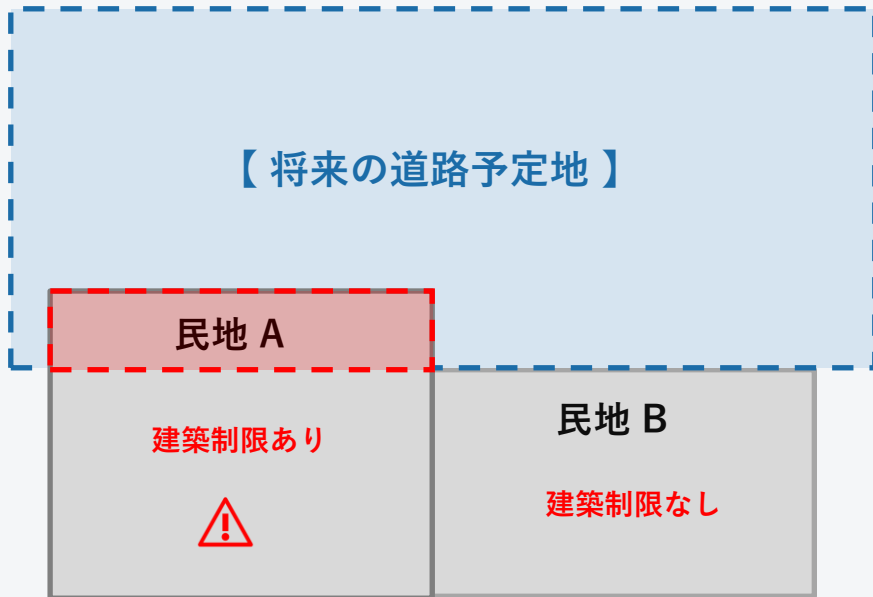
- 「存続」する区間の判断理由
- 「廃止」の理由と周辺道路網への影響確認

03 今後の進め方

- 都市計画変更の手続きプロセス
- 住民・関係権利者への説明方針

都市計画道路とは

「まちの席取り」のしくみ



目的：まちの骨格形成

「後追い」ではなく「先取り」で
将来の道路用地を確保する仕組み。
＝ **あらかじめ「席取り」**する

⚠ 問題：長期の建築制限

決定から完了まで土地に制約がかかり続けます。

- ・ 階数制限（2～3階以下）
- ・ 構造制限（木造等）

美幌町：30年以上前に計画決定！

30年以上、未整備のまま残された計画

30 年以上



計画決定から未整備のまま

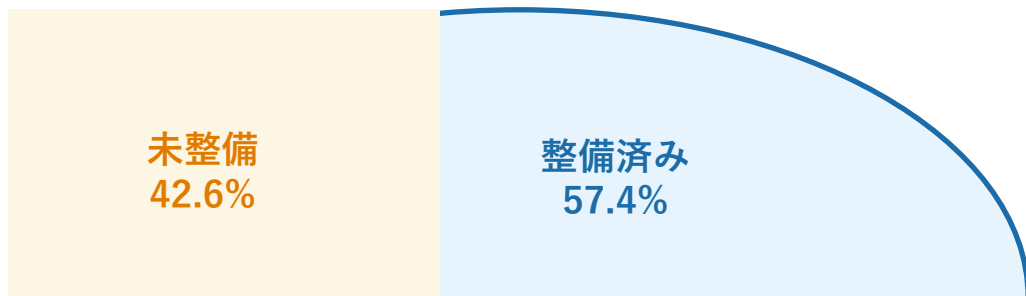
この30年間で、まちは大きく変わりました

- 人口の大幅な減少・高齢化
- コンパクトシティへの政策転換
- 土地利用・交通パターンの変化

整備状況の全体像

57.4%

現在の整備率



全14路線・21.68km

計画全体

21.68km

14路線

整備済み

12.45km

57.4%

未整備 (今回対象)

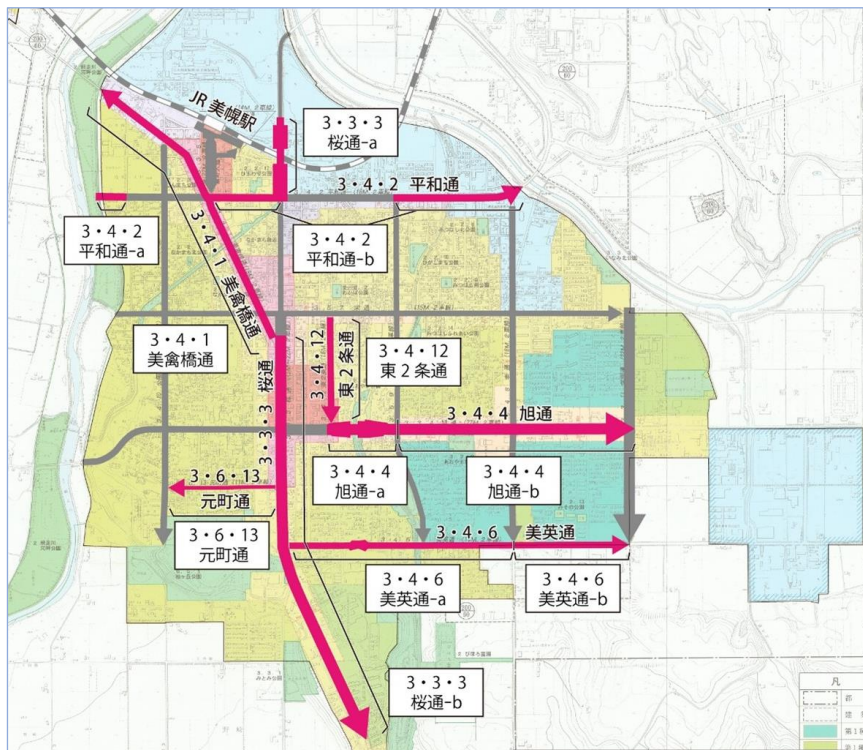
9.23km

42.6% ▲

美幌町 都市計画道路の現況図

整備済み区間

未着手区間（見直し対象）



町道の整備率 80%

10,980m / 13,810m

整備済延長 / 町道延長

国道・道道の整備率 19%

1,470m / 7,870m

整備済延長 / 国道・道道延長

整備率を上げる2つのアプローチ

「廃止ありき」ではない — 必要なものに絞り、必要なものを確実に整備する

$$\frac{\text{現在 } 12,450\text{m}}{21,680\text{m}} = 57.4\%$$

アプローチ① 分子を増やす ↑

未整備路線を実際に整備する

※ 用地買収・補償を伴うため通常より大きな予算が必要

アプローチ② 分母を減らす ↓

実現性の低い路線を廃止する

※ 必要なものに絞り、実現可能な計画へ組み直す

見直しの全体フロー（6つのステップ）

担当者の主観を排除し、北海道ガイドラインに準拠した客観的・体系的な手順で検証

PHASE 1 : 検討区間の抽出

PHASE 2~3 : 必要性・実現性の検証

4

方向性の
検討

「存続」か
「廃止」かを判断

5

見直し方針
の策定

区間ごとの
具体的方針決定

6


道路網全体
の検証

交通量・
密度の最終確認

「未着手」の定義

道路がない状態だけでなく、計画要件を満たしていない状態も含まれます

01



宅地・畑地

道路がない

CASE 1: NON-EXISTENT

計画地が宅地や畑地のままであり、道路としての形態が全く存在しない状態

02



現況

計画

歩道なし・幅員不足

CASE 2: INSUFFICIENT

車道はあるが、計画された歩道がない、または幅が計画より狭い状態

03



位置がずれている

CASE 3: MISALIGNED

道路は存在するが、都市計画で決定された中心線からずれている状態

区間別の見直し方針



現計画を存続



廃止



継続検討

路線名	区間 / 詳細	方針
美禽橋通	全線	存続
平和通	町道区間 (-a)	廃止
	国道区間 (-b)	存続
桜通	道道区間 (-a)	存続
	国道区間 (-b)	存続
旭通	橋梁区間 (-a)	存続
	その他 (-b)	存続
美英通	桜通～東雲通間 (-a)	廃止
	その他 (-b)	存続
東2条通	全線	廃止
元町通	全線	存続

廃止・継続検討となる3区間

3路線に共通する「廃止の根拠」：①代替路線がある ②土地利用が変わった ③地形・安全面から現実的でない

平和通-a (町道区間)

廃止

- ① 公園への導入路は500m先の栄通が担っている
- ② 北中学校が廃校予定
- ③ 幹線道路の必要性が認められない

美英通-a (桜通～東雲通)

継続
検討

- ① 現道なく高低差も大きいため事業化が困難
- ② 居住誘導対象外かつ美幌中学校が移転済み
- ③ 土砂災害警戒区域が存在する

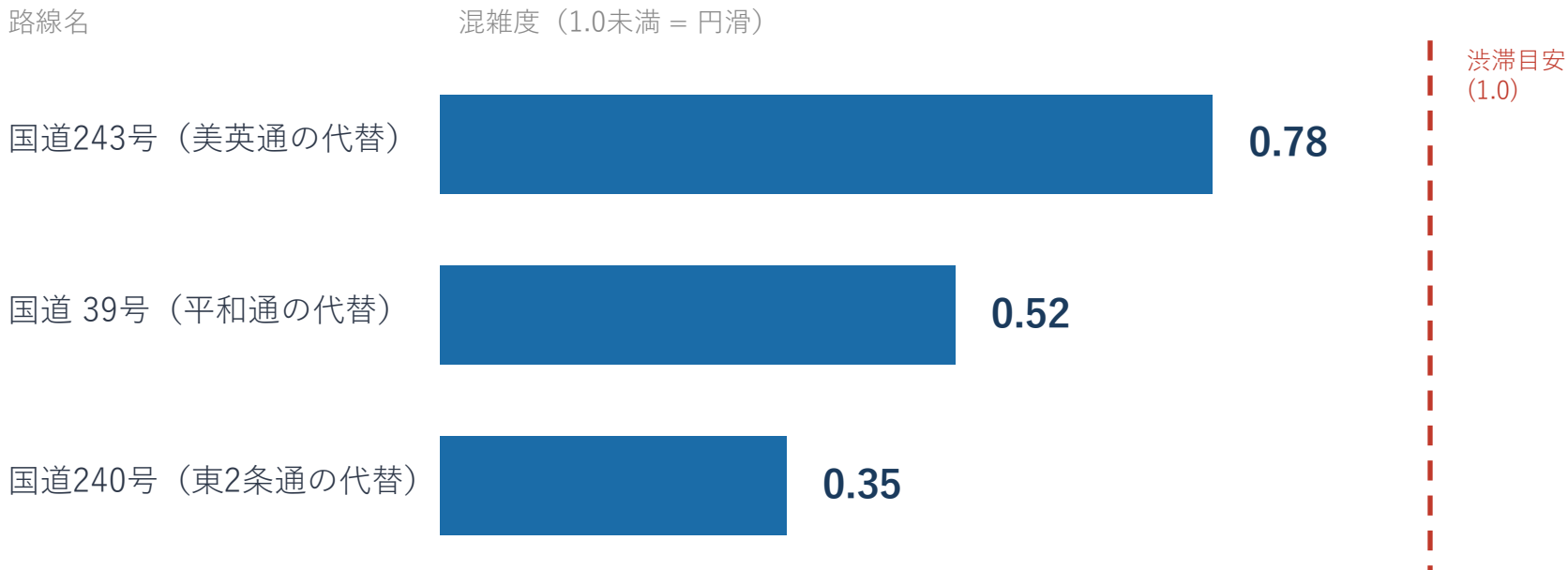
東2条通 (全線)

廃止

- ① 公共施設が撤退し、役場・町民会館のみが残っている
- ② 補助幹線としての交通機能が不要
- ③ 現道の食い違いは交差点改良で対応可能

交通への影響：競合路線の混雑度は最大0.78

✓ 廃止しても、周辺道路に大規模な渋滞が発生する可能性は極めて低い



廃止対象3路線の現在の交通量：600～1,200台／12時間（現状でも少ない）

今後の都市計画変更手続き

本日も承認後、廃止区間から順次着手予定

STEP 01



関係機関との協議

北海道や国などの道路管理者等と、具体的な変更内容について協議・調整を行います

道路管理者との合意形成

STEP 02



都市計画案の 作成・公告・縦覧

変更案を正式に作成し、2週間の縦覧期間を設けて住民の皆様へ周知します

住民意見の聴取

STEP 03



審議会での審議

縦覧結果を踏まえた最終案について、都市計画審議会で再度ご審議いただきます

最終案の承認

FINAL



変更決定・公告

審議会の答申を受け、法的手続きに基づき美幌町（または北海道）が正式に決定します

手続き完了

ご審議のお願い

見直し方針（案）・区間別の方針・今後の進め方の3点についてご審議・承認をお願いします

01

長期未着手都市計画道路
の見直し方針（案）

全体的な考え方の妥当性
背景・目的・評価フローを含む
見直し全体のロジック

02

区間別の見直し方針
（存続・廃止・継続検討）

判断理由と影響評価
個別の判断理由および、廃止等による
道路網全体への影響評価の妥当性

03

今後の都市計画
変更手続きの進め方

手続きプロセスの妥当性
関係機関との協議や住民合意形成を
含む具体的な手続きの進め方

各区間の詳細な検証データは別冊資料をご参照ください